

掛川市告示第135号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、次のとおり物品売払代金の徴収事務を委託した。

平成27年12月15日

掛川市長 松 井 三 郎

1 委託先

名 称 株式会社時之栖

所在地 御殿場市神山719番地

2 委託した徴収事務

こだわりっぱにおいて販売する次に掲げる書籍に係る売払代金の徴収事務

- (1) 掛川城の歴史と文化財
- (2) 複製画 地震損所之覚図
- (3) 複製画 遠江千六十三村図
- (4) 複製画 御天守台石垣芝土手崩所絵図
- (5) 掛川城のすべて
- (6) 掛川城復元調査報告書

3 委託期間

平成27年12月10日から平成28年3月31日まで